

令和2年（2020年）6月3日

保護者の皆様

枚方市教育委員会

枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて

日頃は、本市教育活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」につきましては、以下のとおりとしますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

校内への携帯電話の持ち込みを原則禁止とします。

校内への携帯電話の持ち込みは教育活動に支障が生じるおそれがあることから、原則禁止とします。なお、登下校中における子どもの安全確保については、引き続き地域や関係機関等の協力を得るとともに、学校においては、災害や不審者等に備えた避難訓練や安全教育を実施し、子どもたちが自らの身を守り抜く態度を育成してまいります。

携帯電話が急速に普及し、便利なツールとなる一方で、ネット依存や SNS を介した犯罪被害等、携帯電話の使用に関するトラブルは増加傾向にあります。保護者の皆様は、各ご家庭で子どもに携帯電話を持たせるにあたって、その使用方法等については十分注意し、管理してください。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。
・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）
※タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。これらは不要物となります。また、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

※特別な事情により、子どもに携帯電話を持たせる必要がある場合は、学校にその理由を申し出るとともに、相談してください。

ガイドラインの詳細や家庭でのルール作りにおける参考資料、相談窓口等については、今後、枚方市のホームページに掲載いたしますのでご参照ください。